

(問35－7) 有機農産物、有機畜産物、有機加工食品及び有機飼料の認証事業者（生産行程管理者、小分け業者、輸入業者）に対し登録認証機関が行う実地調査について、新型コロナウイルス感染症の影響にかかわらず、リモートで実施することはできますか。

(答)

登録認証機関と事業者の双方においてリモート接続に必要な環境が整備されており、現地を訪問して行う実地調査と同水準が確保できる場合は、有機農産物、有機畜産物、有機加工食品及び有機飼料の認証事業者（生産行程管理者、小分け業者、輸入業者）に対し登録認証機関が行う実地調査は、リモートで行うことができます。実地調査をリモートで実施するか従来どおり訪問調査で実施するかは、認証事業者の意向も踏まえて判断してください。

ただし、次の場合は訪問調査を行うこととします。

- ① 新規認証の調査（又はほ場・施設追加の調査）。
- ② 2年目の調査において、新規認証の調査で運用を確認していない事項を考慮の上、リスクに応じ訪問調査を行う必要があると判断したとき。
- ③ 2年目以降の調査において、書類調査の結果等から、訪問調査を行う必要があると判断したとき。

登録認証機関は、リモートでの調査に当たり、次の事項に留意して下さい。

- ・ スマートフォン、携帯端末、PC等を利用し、音声、画像及びデータの共有によりリモート調査を行うこと。

例えば、記録などは電子メール等で写しを確認、ほ場や工場の状況については、動画等で確認する。なお、できる限り、リアルタイムで実施することが望ましい。

- ・ 調査を通してセキュリティ及び機密性を確実に維持する処置を講じること。
- ・ JAS法施行規則第49条第3項に基づき、リモート調査の実施方法について業務規程類に規定すること。
- ・ 調査項目のどの部分について、リモートで行ったことがわかるよう記録すること。